

第2章

計画に係る現状と課題

1 地域福祉に係る最近の国の動向

我が国では、少子高齢化・人口減少などにより、ライフスタイルの変化、価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化など、社会状況が変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響や不安定な世界情勢に起因する物価高騰などの社会的要因が重なり、市民生活や地域活動に影響を及ぼしています。

このように社会が変化する中、令和2年(2020年)6月に社会福祉法が改正され、包括的な支援体制を整備するための方策として「重層的支援体制整備事業」が創設されたほか、孤独・孤立対策推進法をはじめとする様々な法律が施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

①孤独・孤立対策推進法の施行

社会構造の変化(単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及等)により、家族や地域、会社等における人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、全国の単身世帯は、令和2年(2020年)38.0%(2,115万世帯)であったものが、令和32年(2050年)には、44.3%(2,330万世帯)にまで増加する見込みであり、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、更なる孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。

このような背景を踏まえ、(1)孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2)当事者や家族等の立場に立った政策の推進、(3)人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進を基本理念とした「孤独・孤立

対策推進法」が成立し、令和6年(2024年)4月1日から施行されました。本市においても、国が示す孤独・孤立対策の基本的考え方に基づいて取組を進めていく必要があります。

②こども家庭庁の設立・こども基本法の施行

少子化の進展や児童虐待、いじめ等こどもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決することを目的に、それまで、内閣府や文部科学省、厚生労働省等複数の省庁にまたがり実施されていたこどもに関する政策や支援を一元的に実施するため、令和5年(2023年)4月1日にこども家庭庁が発足しました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年(2022年)6月に「こども基本法」が成立し、令和5年(2023年)4月に施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定められており、本市においても、「熊本市こども計画」を策定し、取組を進めていきます。

なお、令和6年(2024年)6月には「子ども・若者育成支援推進法」と「子どもの貧困対策の推進に関する法律(改正後「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」)」が改正され、こどもの将来や社会構造等に大きな影響を及ぼすヤングケアラーや貧困予防への対策が法律に明記されるなど、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて様々な施策が展開されています。

③災害対策基本法の改正

平成23年(2011年)の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。この教訓を踏まえ、平成25年(2013年)に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。

また、多くの高齢者が犠牲となった令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、内閣府の中央防災会議の下ワーキンググループやサブワーキンググループで高齢者等の避難のあり方について議論が行われ、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(令和2年12月)において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示されました。

これらを踏まえ、令和3年(2021年)5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されました。

④困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行

居場所がなく家出した若年女性、性虐待・性的搾取の被害者、生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対しては、昭和31年(1956年)に制定された売春防止法に基づく婦人保護事業による支援が行われてきましたが、近年、女性が抱える問題が多様化・複合化・複雑化し、ニーズに応じた新たな支援の枠組みを構築することが求められてきました。

このような背景を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、令和4年(2022年)5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年(2024年)4月に施行されました。

この法律では、基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び都道府県基本計画等の策定、女性相談支援センターによる支援等の困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項が定められており、本市においても、今後、取組を進めていく必要があります。

⑤高齢社会対策大綱の策定について

政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、令和6年(2024年)9月に「高齢社会対策大綱」が定められました。

この大綱に位置付けられている「高齢社会対策」とは、増加する高齢者を支えるための取組だけではなく、今後高齢者の割合が大きくなっていく社会を前提とした、全ての世代の人々にとって持続可能な社会を築いていくための取組となっています。

人口構成や社会構造の変化に伴い、経済社会の担い手不足等のほか、一人暮らし高齢者の増加や認知機能の低下等に伴い様々な課題が懸念されています。

一方で、高齢者の体力的な若返りも指摘されており、65歳以上の就業者は増加し続けており、その意欲も高い状況にあるため、年齢によって「支える側」と「支えられる側」を画することは実態に合わないものになっており、若年世代から高齢世代までのすべての人が状況に応じて「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指していくことが必要です。



2 地域福祉に係る本市の現状について

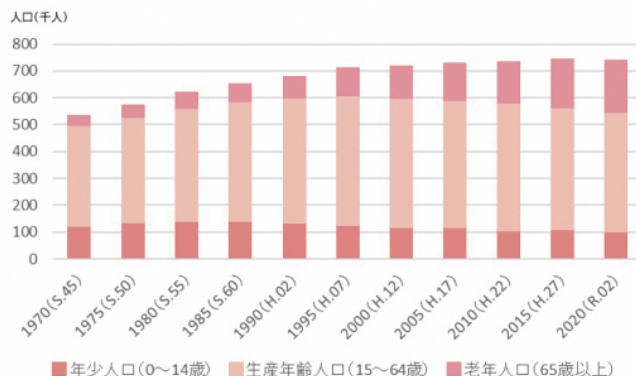
①超高齢社会の進展

1985年頃から始まった年少人口の減少、2000年頃から始まった生産年齢人口の減少は、共に継続し、歯止めがかかっていません。一方で、老年人口は増加傾向が継続しており、2010年には高齢化率が21%に達し、超高齢社会に突入しています(図表1)。

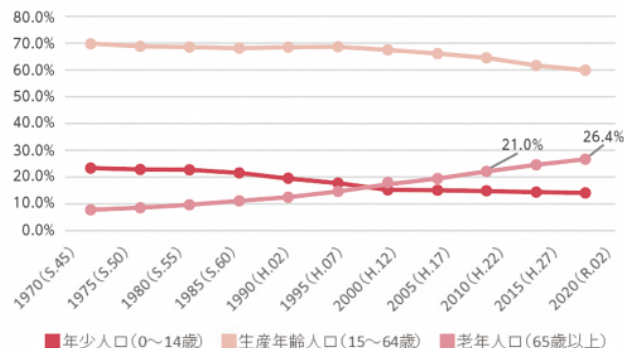
また、本市の合計特殊出生率は全国値より高い1.5前後で推移しておりますが、出生数は減少傾向が継続しており、令和4年(2022年)は6千人を下回り、5,792人となりました(図表2)。

本市の総人口は2020年の国勢調査で戦後初の減少となっており、約20年後の令和22年(2040年)には約68.9万人、約30年後の令和32年(2050年)には更なる人口減少・高齢化の進展が推計されています(図表3)。

【図表1 熊本市の人口・人口構成比の推移】



出典:総務省統計局「国勢調査結果」及び熊本県「熊本県統計年鑑」

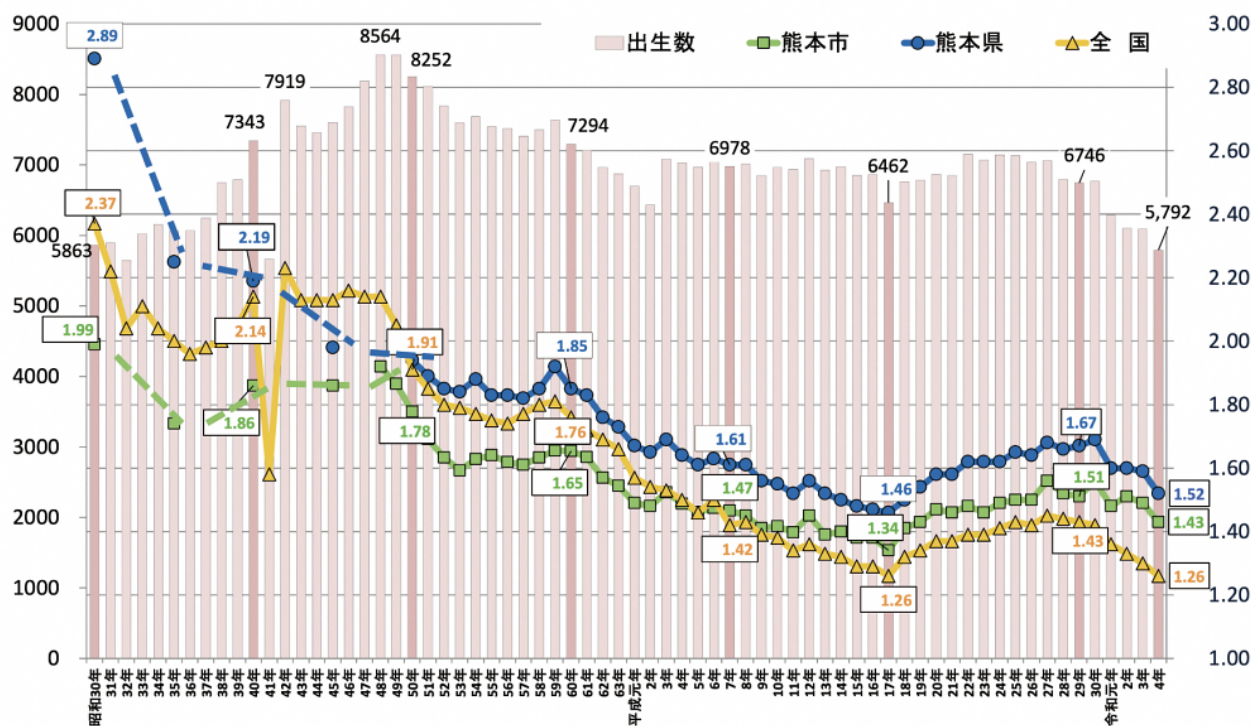


出典:総務省統計局「国勢調査結果」及び熊本県「熊本県統計年鑑」

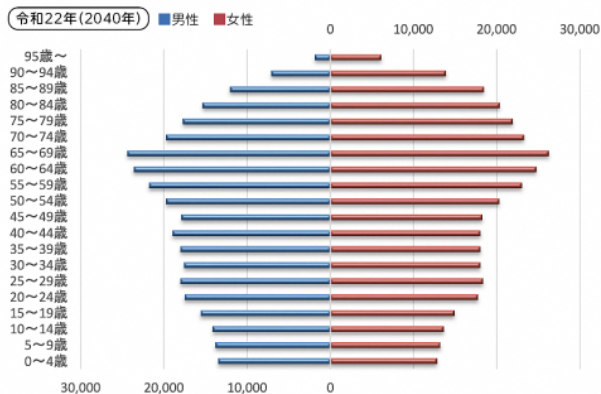
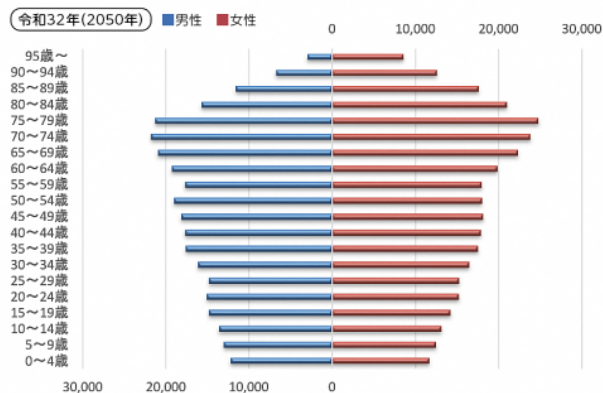
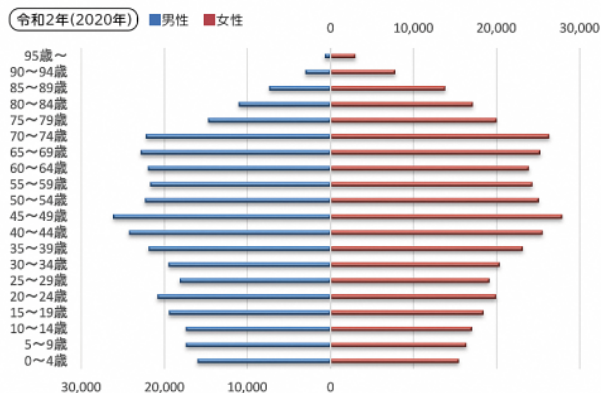
【図表2 熊本市の出生数と合計特殊出生率の推移】

出生数(人)

合計特殊出生率



【図表3 熊本市の令和22年(2040年)、令和32年(2050年)の推計人口】



令和2年(2020年)		令和22年(2040年)		令和32年(2050年)	
総人口	738,865人	総人口	689,390人	総人口	648,196人
構成比		構成比		構成比	
65歳以上(高齢化率)	26.4%	65歳以上(高齢化率)	33.1%	65歳以上(高齢化率)	35.7%
15歳～64歳	60.1%	15歳～64歳	55.1%	15歳～64歳	52.5%
15歳未満	13.5%	15歳未満	11.7%	15歳未満	11.7%

出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

② 支援が必要となる方の増加

○ 要介護(要支援)認定者数

介護保険制度が始まった当初の平成12年(2000年)の要介護(要支援)認定者数は13,069人でしたが、令和3年(2021年)には41,807人となり、この間、約3.2倍に増加しています。また、令和22年(2040年)には、約5.9万人を超える見込みとなっています(図表4)。

○ 認知症高齢者

本市の要介護(要支援)認定者のうち、日常生活自立度※がⅡa以上の方の割合は、直近の8年間で、約54%から約57%の間で推移しており、令和4年(2022年)9月末時点では22,772人(55.9%)と、半数以上の方が認知症の症状を有しています(図表5)。

○ 障害者手帳の所持者数

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者(重複含む)は、令和4年度(2022年度)末現在で延べ46,346人であり、市民の6.3%(約16人に1人)が身体、知的又は精神障がいの手帳を所持している状況です。また、療育と精神の手帳所持者数は年々増加傾向にあります(図表6)。

○ 児童相談の状況・ヤングケアラーの実態

児童相談所への相談総対応件数は増加傾向にあり、平成28年度(2016年度)は2,284件でしたが、令和4年度(2022年度)には2,664件となりました。相談の種類別に見ると、特に、児童虐待相談の増加割合が高い傾向にあります(図表7)。

また、熊本県が実施したヤングケアラーの実態調査からは、世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生が6.3%と、全国調査と同様

の結果(国:6.5%)となっており、ヤングケアラーについても本市の課題として顕在化してきていると言えます(図表8)。

【参考】ヤングケアラーとは、例えばこのような子どもたちです。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気持ちいい世話をしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典:こども家庭庁

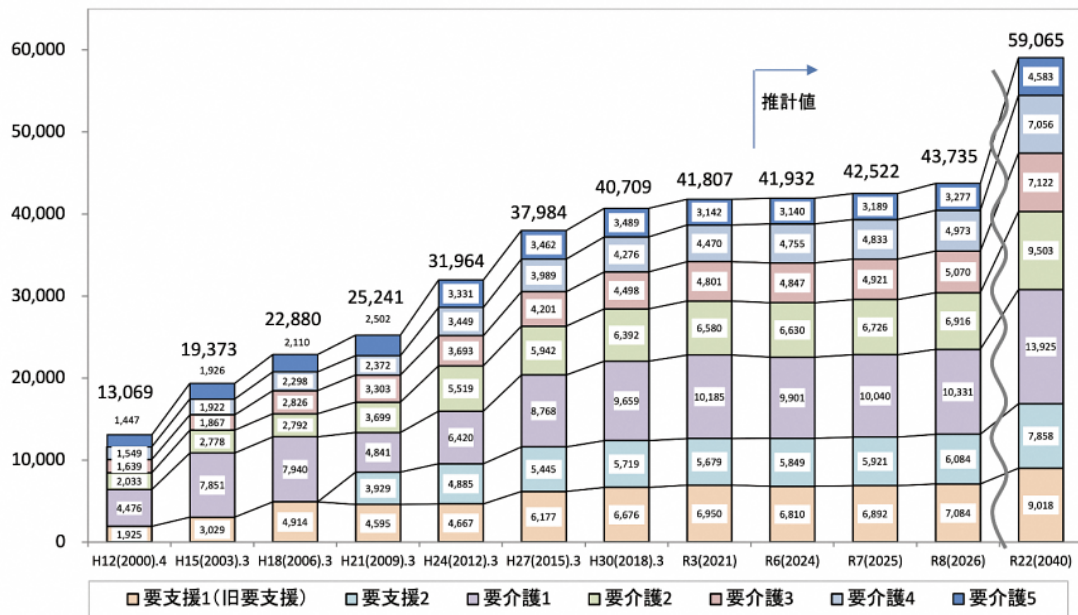
○ 生活困窮者等

熊本市生活自立支援センターの新規相談受付件数については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度(2020年度)に相談が急増したものの、その後落ち着き、令和5年度(2023年度)には1,336件と

また、令和元年度(2019年度)以降、本市において生活保護を受けている世帯数・人員数は横ばい状態で推移しており、令和5年度(2023年度)は、保護世帯数12,076世帯、保護人員14,754人、保護率(人口千人当)は20.0(%)となっています(図表10)。

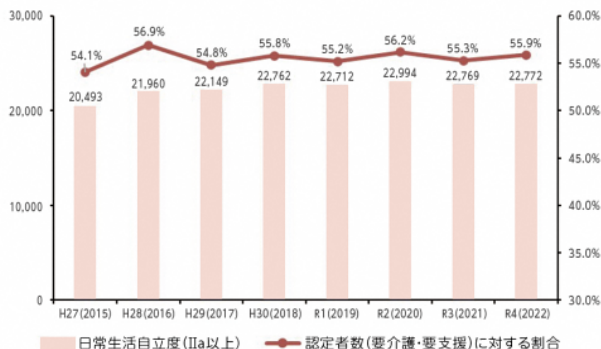
本市の保護世帯のうち、65歳以上の高齢者世帯は、令和元年度(2019年度)6,482世帯から令和5年度(2023年度)には6,823世帯と、341世帯増加しており、高齢化の進展により高齢夫婦の一方が死亡し、年金額が減少することにより生活困窮となるケースなどの増加が懸念されます。

【図表4 要介護(要支援)認定者数の推移と将来推計】



出典:熊本市「第9期くまもとはつらつプラン(熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」

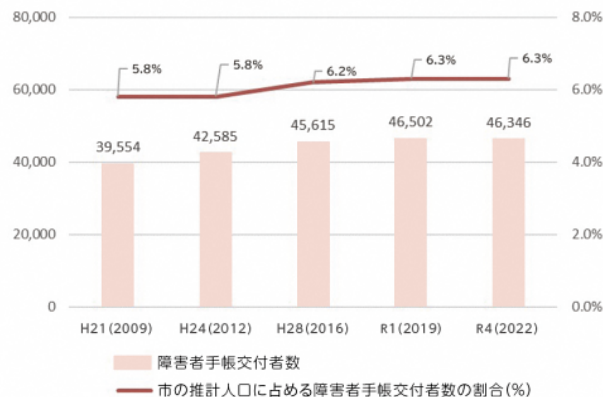
【図表5 認知症高齢者数の推移】



※日常生活自立度は、認知症や障害を持つ高齢者がどの程度の自立した生活ができていのかを判定するための公的な評価尺度。そのうち「IIa」は、家庭外で日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態を指す。見られる症状・行動の例としては、たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つなどがある。

出典:熊本市「第9期くまもとはつらつプラン(熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」

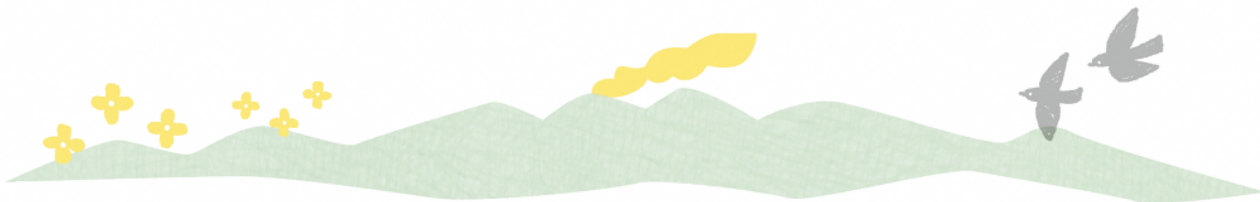
【図表6 障害者手帳所持者数と対人口比の推移】



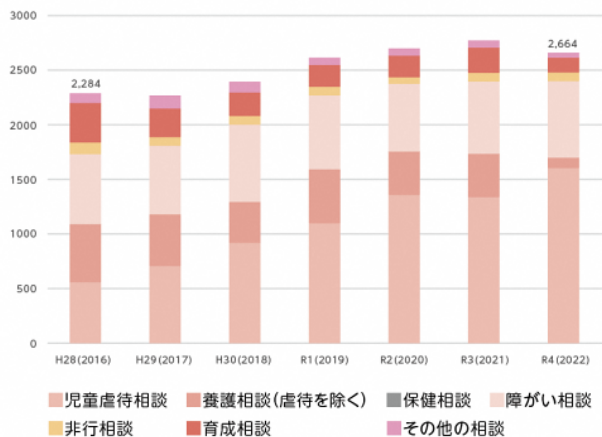
年度	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)	R4 (2022)
身体障害者手帳	29,562	30,661	30,814	29,820	28,090
療育手帳	4,999	5,686	6,600	7,260	7,926
精神障害者保健福祉手帳	4,993	6,238	8,201	9,422	10,330
合計	39,554	42,585	45,615	46,502	46,346

出典:熊本市「熊本市障がい者生活プラン」

各年度末時点



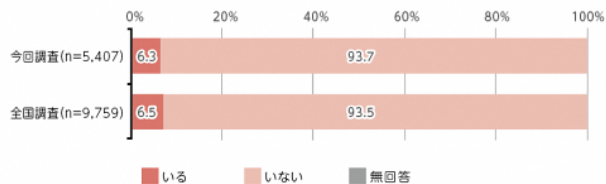
【図表7 児童相談の状況(相談種類別対応件数)】



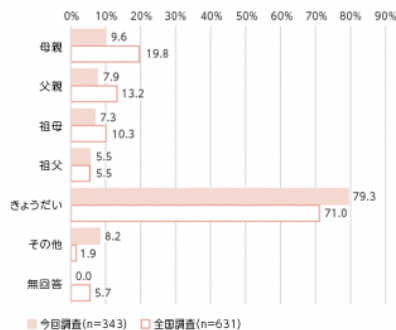
出典:厚生労働省「福祉行政報告例」

【図表8 ヤングケアラーの実態に関する調査】

①小学6年生に対し、世話をしている家族の有無について質問。

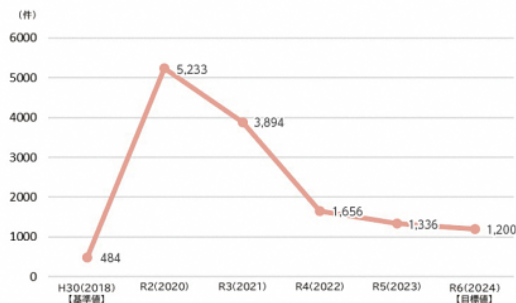


②世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生に、世話を必要としている家族について質問(複数回答)。



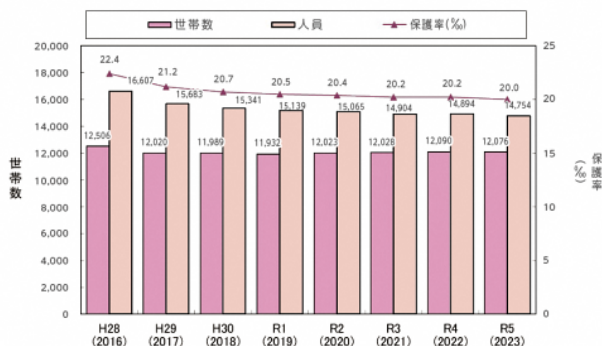
出典:熊本県「令和4年度ヤングケアラーの実態に関する調査結果について」

【図表9 「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数の推移】



出典:熊本市健康福祉局健康福祉部保護管理課調査

【図表10 保護世帯、保護人員及び保護率の推移】



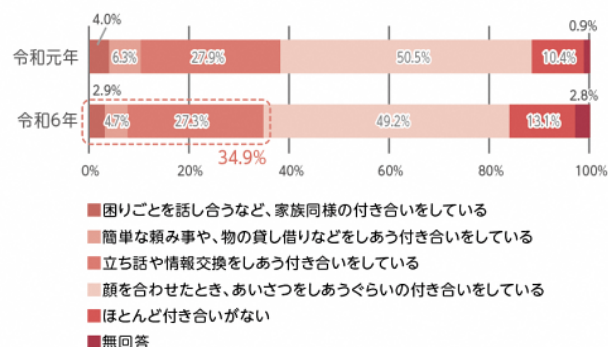
出典:熊本市健康福祉局健康福祉部保護管理支援課調べ(各年度3月末時点)

③家族や地域とのつながりの変化

第4次計画及び第5次計画の策定にあたり実施した市民アンケートによると、日常において、立ち話以上の関わりをする近所付き合いの割合が35%程度に留まるなど、近所との付き合いの希薄化や(図表11)、地域住民を信用できない方が増加傾向にあること(図表12)、地域の助け合いの意識・関心の低下(図表13)など、「人と人のつながり」が希薄化していることが推測されます。

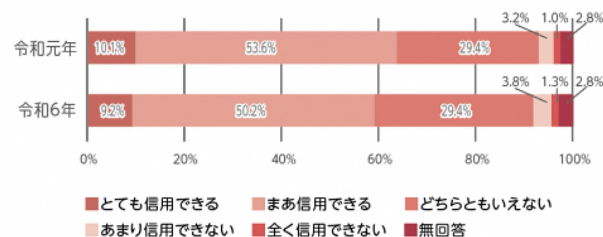
また、近年、単身世帯数が増加しており、平成12年(2000年)の約8.9万世帯から、令和2年(2020年)には約12.8万世帯と約1.4倍になっています。また、人口に対する割合も12.3%から17.3%と増加しています(図表14)。こうした単身世帯の増加のほか、自治会加入率も近年減少傾向(図表15)にあることなどから、社会的に孤立するリスクが高くなることが懸念されます。

【図表11 日常生活における「近所付き合い」の程度】



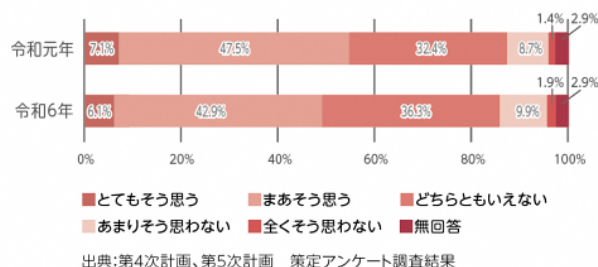
出典:第4次計画、第5次計画 策定アンケート調査結果

【図表12 「地域の人々は、一般的に信用できると思うか」の割合】

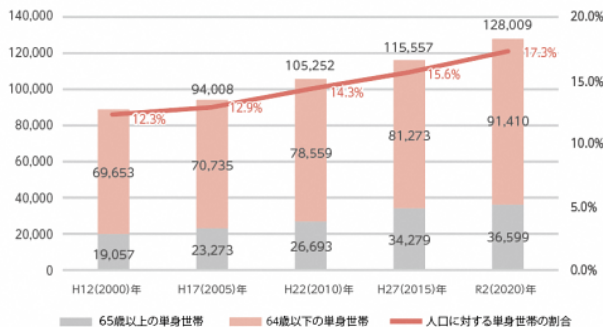


出典:第4次計画、第5次計画 策定アンケート調査結果

【図表13 「地域の人々は、他の人の役に立とうと思うか」の割合】



【図表14 単身世帯数の推移】



【図表15 自治会加入率の推移】



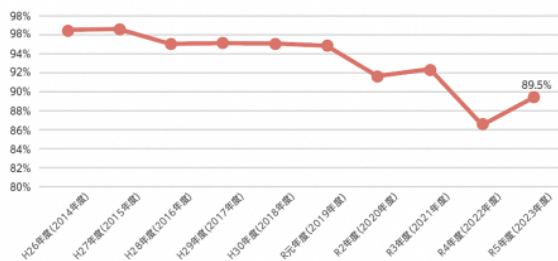
④地域福祉推進の担い手の動向

住民の立場に立って「身近な相談相手」として必要な支援を行うなど、地域福祉の推進において中心的な役割を担う民生委員・児童委員、主任児童委員(以下「民生委員・児童委員」という。)について、近年、欠員状態が続いており、担い手が不足しています(図表16)。

また、校区における福祉活動の中核をなす校区社会福祉協議会においても、役員の固定化・高齢化などといった、担い手の課題を抱えています(図表17)。

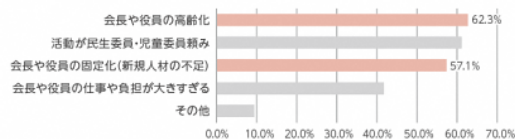
さらに、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、社会奉仕やレクリエーション等を通して地域のつながりを醸成するとともに、単身高齢世帯の社会参加への促しなどを行政等と連携して推進してきた老人クラブについても、近年、クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります(図表18)。

【図表16 民生委員・児童委員の定員に対する充足率の推移】



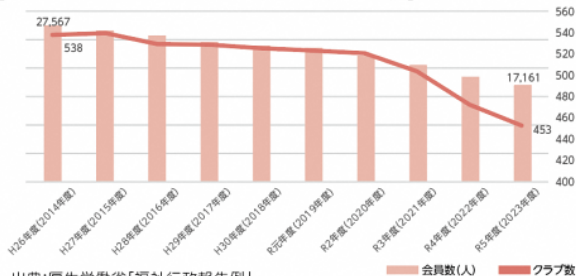
出典:熊本市健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課調べ

【図表17 校区社会福祉協議会の担い手についての課題は何ですか】



出典:第5次計画 策定アンケート調査結果

【図表18 老人クラブのクラブ数・会員数の推移】



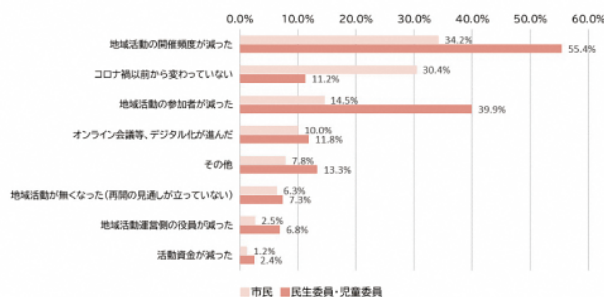
出典:厚生労働省「福祉行政報告例」

⑤地域活動への新型コロナウイルス感染症の影響

市民に対する「コロナ禍を経験して、地域活動にどのような変化があったか」とのアンケート調査では、34.2%が「開催頻度が減った」と回答し、次いで「コロナ禍以前から変わっていない」が30.4%、「地域活動の参加者が減った」が14.5%となっています。

一方、「活動している側」である民生委員アンケート結果を見ると、「コロナ禍以前から変わっていない」は11.2%と、市民アンケートの30.4%よりも低い値となっており、地域活動に参加している人ほど、「開催頻度が減った」、「参加者が減った」と感じています(図表19)。

【図表19 コロナ禍を経験して、地域活動にどのような変化がありましたか】



出典:第5次計画 策定アンケート調査結果

3 第4次計画におけるこれまでの取組と課題

(1) 第4次計画について

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)が計画期間となる第4次計画については、本市及び市社会福祉協議会にて内容の検討を行い、外部有識者等からなる「熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」の審議を経て、令和2年(2020年)3月に策定しました。

第4次計画においては、「だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり」を基本理念とし、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携・協働による地域福祉を推進してきました。



【第4次計画の体系】

だれもが「おたがいさま」で支え合う協働のまちづくり			
基本方針	施策方針	事業概要	重点の布展
地域 力 強 化 の た め の 人 材 の 確 保 と 育 成	1 支え合い活動推進の核となる人材の確保	①民生委員・児童委員への活動支援 ②ボランティア等の人材確保に向けた取組	 
	2 地域福祉活動の新たな担い手の確保に向けた意識の醸成	①地域福祉活動等に対する意識の醸成 ②住んでいる地域により身近な場所での理解の促進	
支 え 合 い の 地 域 づ く り	1 住民に身近な地域での支え合い体制づくり	①地域住民の交流促進 ②地域における見守りネットワークの充実 ③支え合い活動推進のためのコーディネート機能充実	
	2 住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり	①小学校区単位の健康福祉コミュニティづくり ②課題を解決するためのノウハウの共有 ③地域特性に応じた取組を促進するための支援	
多 様 な 主 体 の 連 携 ・ 協 働 の 推 進	1 連携による支援の充実	①被災者の生活再建に向けた継続的な支援 ②複合的な課題に対する相談窓口の充実 ③住宅確保要配慮者への支援 ④生活支援サービスの充実と権利擁護の推進	
	2 協働で取り組む災害対応力の強化	①避難行動支援の仕組みづくり ②配慮を要する方の状況に応じた避難所の生活環境の整備 ③多様な主体の協働による災害支援体制の構築	
	3 包括的な支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築	①包括的な支援を実現するための協議体の整備 ②社会福祉法人と連携した地域支援ネットワークの構築 ③NPOや民間事業者等との連携の推進	

(2)第4次計画の振り返りと課題整理

第5次計画における基本方針等を検討するにあたり、第4次計画に基づき推進してきた各取組の進捗状況や成果の検証を行いました。人口減少・高齢化が進展する中、地域における「つながり」の意識の希薄化や地域課題の複雑化・複合化等の課題が顕在化しています。また、今後も増加が見込まれる在住外国人と地域で共に生きる多文化共生についても重要な課題となっています。地域資源を活かしながら、地域活動を維持していくためには、持続可能な地域共生社会を実現する必要があります。

第4次計画の振り返りから見える課題や推進が必要な取組(まとめ)

○ 地域における「つながり」の意識の希薄化

第4次計画においては、地域住民相互の顔の見える関係づくりや、地域での支え合い体制づくりの推進を掲げてきましたが、近年のライフスタイルの変化とともに、行動変容等も相まって、地域のつながりの更なる希薄化が懸念されます。

○ 地域活動の担い手の高齢化・固定化

地域活動の担い手を確保するため、これまでボランティア活動に取り組んできた人や、養成してきた各種サポーターを地域福祉活動につなげる仕組みづくりが必要でしたが、コロナ禍の影響もあり十分な取組ができず、担い手の高齢化・固定化が進んでいます。

○ 地域の支援・連携体制等の停滞・低下

地域団体等の人材不足やコロナ禍の影響で活動自体に制限が生じたことも相まって、地域における支え合い活動が停滞し、支援・連携体制等の低下が懸念されます。また、支援者自身も様々な悩みを抱えていることから、支援・連携体制を継続させるためには、支援者自身への支援も必要です。

○ 孤独・孤立問題など地域課題の複雑化・複合化

個別の分野・団体による支援が届きにくい孤独・孤立問題やヤングケアラー、8050問題のような、複雑化・複合化した課題が顕在化する中、“相談をしない”“相談先が分からない”というような方が取り残されないような支援体制の整備が必要です。

【参考】第4次計画の成果指標の達成状況等

令和6年度(2024年度)第2回熊本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 資料より

基本方針I 地域力強化のための人材の確保・育成

○主な取組

- 令和3年から令和4年にかけて、本市の全民生委員・児童委員を対象とした実態調査を実施し、活動状況や地域関係者との連携状況、負担感等にかかる課題の把握と整理を行い、それらを踏まえ、令和4年度に熊本市民生委員児童委員協議会及び市社会福祉協議会と市の三者による協議の場を設け、サポート体制の構築やICT導入等による負担軽減や活動環境の改善等を図るための協議を行った。
- 民生委員・児童委員のなり手確保のため、自治会等関係機関や地域住民への周知、理解促進を図れるよう民生委員・児童委員協議会や熊本市それぞれで活動に関するリーフレット・チラシを作成し、広く配布した。
- ボランティア活動については、コロナ禍を経て少しずつ活動が再開したことを受け、依頼者とボランティアをつなぐマッチングを行った。
- ボランティアが安心・安全に活動できる備えとして、活動保険の普及啓発に努めた。
- ボランティアセンターにおいて、必要に応じ感染対策を行いながら各種研修会を開催し、地域福祉を担う人材の育成を行った。また、ボランティア活動に興味・関心がある方や何から始めていいかわからない方等を対象に、初心者向けのボランティア入門講座を開催し他団体の活動紹介も併せて行った。

○成果指標

成果指標	基準値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
①民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率	95.1%	91.6%	92.4%	86.5%	89.5%	100%
②ボランティア登録者等のうち地域福祉活動へのマッチングを行った件数(年間)	98件	7件	11件	15件	90件	640件
③熊本市ボランティアセンターによる研修の実施回数(年間)	46回	0回	1回	34回	48回	70回

○指標の達成状況と今後の方向性

- 雇用年齢の延長や地域の人口減少等を背景に、民生委員・児童委員の欠員が恒常化しており、令和5年度の定員充足率も89.5%と、目標値を下回っている。
- また、コロナ禍の影響もあり、これまでボランティア活動に取り組んできた人や養成してきた各種サポーターを、地域福祉活動につなげることが十分にできなかった。
- 引き続き、民生委員・児童委員の負担軽減を図るとともに、新たな担い手を確保する仕組みづくりに取り組む必要がある。

基本方針Ⅱ 支え合いの地域づくり

○主な取組

- 地域における住民主体の介護予防活動である「くまもと元気くらぶ」への活動支援として、リハビリテーション専門職を派遣してきたが、派遣の対象団体として新たに「地域支え合い型サービス(通所)」「ふれあいいきいきサロン」を加え、地域活動支援を拡充した。
- 地域活動への効果的かつ効率的な支援を行うため、リハビリテーション専門職によるオンライン指導や通いの場同士がオンラインで交流できる環境を整備することで、地域介護予防活動の活性化を図った。
- 地域での子育て世帯の見守り・支援活動が行えるよう、各校区民児協へ校区の乳幼児名簿の提供を開始した。
- 障がい者相談支援センターへ地域支援員を配置し、校区防災連絡協議会、避難訓練等への参加、地域での障がい者サポーター養成開催等、地域団体と連携して障がい者の地域生活支援体制を構築した。
- 校区社会福祉協議会の行動計画策定を支援し、策定済の校区社会福祉協議会においては、活動の振り返りを行うとともに、計画の進捗について取組項目ごとに達成度の評価を行うことで、次年度への活動推進を図った。その中では、コロナ禍以前の活動に戻れるよう工夫を凝らし活動している状況が把握できた。

○成果指標

成果指標	基準値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
④住民主体の通いの場(定期的な介護予防活動等を行うための場)の数	711箇所	847箇所	708箇所	768箇所	811箇所	858箇所
⑤支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合	なし	71.1%	45.9%	43.0%	43.5%	100%
⑥行動計画を策定した校区社会福祉協議会数	5校区	20校区	43校区	68校区	87校区	95校区

○指標の達成状況と今後の方向性

- 住民主体の通いの場の数や、行動計画を策定した校区社会福祉協議会の数は目標達成に向け指標は推移しており、地域の支え合い体制や住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくりは進んでいると評価できる。
- 一方で、支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合は、目標値を下回っており、地域団体等の人材不足やコロナ禍の影響で活動自体に制限が生じたことも相まって、地域における支え合い活動が停滞し、支援・連携体制等の不活化が懸念される状況。
- 多様な世代の人たちが交流する場所や機会の提供を通して、地域へ参画しやすい仕組みづくりに取り組むとともに、住民が抱えている困りごとに対して、住民同士で支え合い、行政や関係団体等が連携・協働して支援を届けられる体制づくりに取り組んでいく必要がある。

基本方針Ⅲ 多様な主体の連携・協働の推進

○主な取組

- 熊本市生活自立支援センターでは、住居確保給付金の相談や特例貸付の返済にかかる相談など多くの困窮者を支援する事が出来た。また、生活自立支援センターの活動について、刑務所やこども食堂など、関係機関への周知を行った。
- 住宅確保要配慮者への見守り事業については、事業開始から5年が経過し、既存の契約者の身体的な変化や理解力低下等により、福祉サービスの調整や施設入所の必要性に迫られるケースが増加した。新規相談については、契約前に関係機関へつなぎ、支援調整を図ることで、相談者の抱える課題の解決に努めた。
- 「熊本市災害時要援護者避難支援制度」に未登録の避難行動要支援者に対し、制度への登録勧奨を継続して実施した。
- 新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、街頭募金を再開し募金増収に努めた。また、街頭募金の実施とあわせ街中で開催されたイベントに「赤い羽根共同募金」ブースを設けピンバッジの販売を行うなど、広報活動にも取り組んだ。
- 共同募金のポスターに地元スポーツチームキャラクターを起用し、行事に選手やキャラクターを招くなど地元企業との連携を図った。

○成果指標

成果指標	基準値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
㉚「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数(年間)	484件	5,233件	3,894件	1,656件	1,336件	1,200件
㉛「住宅確保要配慮者」への見守り訪問件数(年間)	96回	100回	269回	322回	203回	390回
㉜避難行動要支援者数に占める災害時要援護者数の割合	24.2%	24.3%	23.1%	21.0%	20.1%	50%
㉝「赤い羽根共同募金」を行った団体数(年間)	1375団体	1367団体	1354団体	1349団体	1301団体	1555団体

○指標の達成状況と今後の方向性

- 熊本市生活自立支援センターでは、コロナ禍の影響により、当初の想定を上回る相談が寄せられ件数が急増した。また、住宅確保要配慮者への見守り訪問は、当初、熊本地震の被災者からの相談を主として始まった事業であるが、近年では高齢者や障がい者を含む生活困窮者等からの相談が中心となっており、相談者のニーズの変化もうかがわれる。
- これまでの個別の支援制度では解決が困難な複雑化・複合化する課題の顕在化も懸念されることから、多機関連携による支援体制を構築し、支援を充実させていく必要がある。
- また、災害時における要支援者に対する支援として、現行の災害時要援護者避難支援制度の対象者を避難行動要支援者制度に含めるかたちで現行の2制度を一本化し、わかりやすく実効性のある制度へと見直しを図る。

4 第5次計画の取組の方向性

(1) 取組の方向性

第5次計画においては、第4次計画における取組等の振り返りやこの計画の策定にあたり実施したアンケート調査結果等を踏まえ、持続可能な地域共生社会の実現に向けて、以下の方向性で課題に取り組みます。なお、具体的な取組については第3章にて記載します。

課題①『地域における「つながり」の意識の希薄化』に対する取組の方向性

→地域福祉への関心を深め、地域において自分にできることを考え、できることから始められるなど意識を高め、つながり支え合える人づくりに取り組みます。

課題②『地域活動の担い手の高齢化・固定化』に対する取組の方向性

→誰もが地域活動の担い手になることができるよう、多様な世代の人たちが気軽に集い、交流する場所や機会を提供するなど参画しやすい仕組みづくりに取り組みます。

課題③『地域の支援・連携体制の停滞・低下』に対する取組の方向性

→地域活動を継続させるため、住民が抱えている困りごとに対して、住民同士で支え合い、行政や関係団体等が連携・協働して支援を届けられる、ずっと支え合える体制づくりに取り組みます。

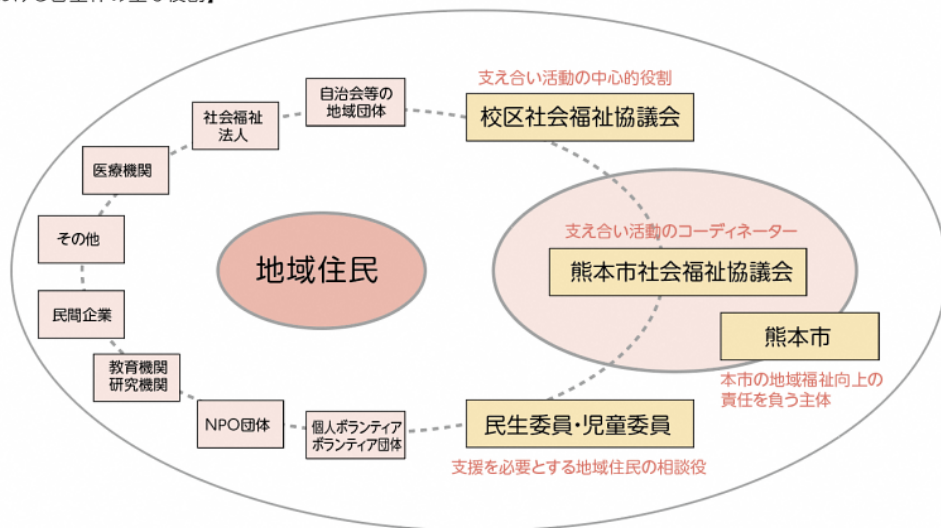
課題④『孤独・孤立問題など地域課題の複雑化・複合化』に対する取組の方向性

→これまでの個別の支援制度では解決が困難な複雑化・複合化する課題に対して、多機関連携による支援体制を構築し、誰一人取り残されない、だれもがつながる地域づくりに取り組みます。

(2) 本計画の対象者及び各主体の主な役割

地域福祉推進の主体は、私たち地域のすべての構成員ですが、中心的な主体である、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、本市など様々な主体が「役割」を持ち、一体となって「つながり支え合える地域づくり活動」を推進するとともに、町内自治会等の関係地域団体や、社会福祉法人等がそれぞれの特性を活かし、本市の地域福祉を推進していきます(図表20)。

【図表20 計画における各主体の主な役割】



○本市(行政)の役割

本市は、基礎自治体として、公的な福祉サービスを適切に実施するとともに、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会をはじめとした地域福祉推進の主体に対して、市社会福祉協議会等と連携・協働し、支援を実施します。また、「住民の身近な相談窓口」として、これまで民生委員・児童委員や校区社会福祉協議会等と連携し、高齢者等の暮らしを地域でサポートしてきた「高齢者支援センターささえりあ」や「障がい者相談支援センター」等の各種相談

支援機関の充実や連携強化を図るとともに、地域のみでは解決が困難な複合的な課題を抱える方や制度の狭間にいる方に対して、必要かつ適切な支援が行き届くよう、分野を超えた様々な施策や取組を効果的に連携させ、地域と関係機関との連携・協働による相談を受けとめる機能の強化や困難な課題の解決に向けた仕組みづくりを進め、包括的な支援体制を構築していくことで、本市における「地域共生社会」の実現を目指します。

○市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設置される地域福祉の中心的な推進主体であり、これまで、地域福祉活動への住民参加の促進や関係地域団体や社会福祉法人のネットワーク化、福祉教育の推進等を図るとともに、行政のみでは解決が困難な課題について、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会や地域ボランティア等と連携・協働し、分野にとられない包括的な支援や取組を実施してきました。

「地域共生社会」の実現に向けては、これまで培ってきた経験やネットワークを活かし、支え合い活動のコーディネーターとしての取組や支援を実施していくことが求められています。

○民生委員・児童委員の役割(期待されること)

民生委員・児童委員は、これまで、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者等課題を抱えた地域住民の「最も身近な相談役」として、地域を見守る様々な活動を実施してきました。

「地域共生社会」の実現に向けては、活動継続に向けた負担の軽減等を図りながら、課題を抱えた地域住民に寄り添い、相談を包括的に受け止め、対象者の状況に応じて、関係機関や適切な福祉サービスへとつなぐ役割が期待されます。

○校区社会福祉協議会の役割(期待されること)

各校区に任意団体として設置されている校区社会福祉協議会については、地域における自主的な福祉活動の中核として、サロン活動等をはじめとした、地域に密着した住民が参加しやすい福祉活動の促進や、福祉分野における地域での調整役を担ってきました。

「地域共生社会」の実現に向けては、地域活動のさらなる活性化を図りながら、「支え合い活動の中心」として主体的に地域課題の解決を図ることに加え、「地域独自のアイデア」を、市社会福祉協議会や本市と連携して様々な取組に反映させることで、地域特性に応じた課題解決を協働して進めていくことが期待されます。

○地域団体等の役割(期待されること)

老人クラブや子ども会等の住民組織、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、保健医療機関、地域の企業・事業所、教育機関等は、地域の中の身近で開かれた拠点かつ地域の一員として、地域住民や行政と協働し、地域福祉活動に取り組むことで、地域の日常生活をより豊かにしていくことが期待されます。

○地域住民の役割(期待されること)

「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民には、地域の課題を「我が事」として捉える意識を持ち、地域活動やボランティア活動等へ積極的に参加するとともに、各種研修や講座等において、主体的に地域福祉についての学びを推進していくことが期待されます。

また、地域におけるちょっとした異変への気づきや、困りごとを抱えた近隣住民への簡単な支援等は、まさにその地域に住んでいるからこそ果たせる役割であることから、地域住民相互の「日常的な声かけ・見守り」に取り組むことが期待されます。

民生委員・児童委員とは

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、給与はなく、ボランティアとして活動しています。高齢者の訪問・見守り活動や、援助を必要とする人の相談に応じ、関係機関と連携・協働しながら、適切な福祉サービスにつなげるための調整などを行います。

また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、子どもや子育てに関する相談活動や、よりよい環境づくりに向けた取組など、関係機関とともに幅広い活動を行っています。

一部の民生委員・児童委員は厚生労働大臣から児童福祉に関する事項を専門に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

校区社会福祉協議会とは

校区社会福祉協議会は、おおむね小学校区を単位として、市内全校区(95校区)に設置されており、各校区における地域福祉の中核となる団体で、住民自らが各校区の福祉課題やニーズをとらえ、課題解決のための活動を推進していく住民団体です。

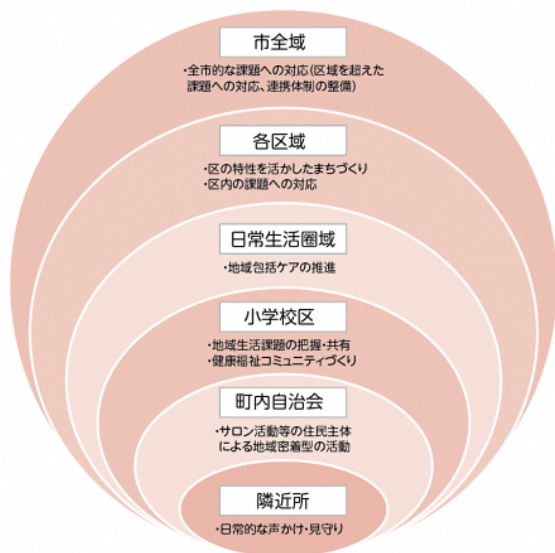
町内会長及び民生委員・児童委員をはじめ、老人クラブやPTAなど各校区の地域団体代表で構成されています。また、学校、病院、福祉施設、障がい者団体など地域福祉活動に携わる地域の様々な団体や個人も構成員、協力員となっています。

(3)本計画における圏域の考え方と活動の単位

生活上の様々な課題を解決し、地域で自分らしく安心して暮らし続けていくためには、行政による福祉サービスの提供だけでなく、住民をはじめ地域に関わるすべての人が互いに支え合い、活動していくことが不可欠です。

「地域」は、活動の内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みがあることから、本計画においては、次の図のように段階的なものとして「地域」をとらえ、各圏域で構成される様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定します(図表21)(図表22)。

【図表21 重層的な「地域」の捉え方と各階層における基本的な取組】



隣近所に住む人たちで構成される町内自治会では、多くの個人や団体(民生委員・児童委員、子ども会等)が自主的・主体的に地域における見守りや援助活動、対象を限定しないサロン(居場所づくり)などを実施しており、身近な住民同士のつながりや支え合いの活動を展開しています。

このような中、本市では、住民主体の地域福祉活動の拠点である「小学校区」を単位の基礎として、健康づくり分野における「小学校区単位

の健康まちづくり」など、「地域」の課題把握・共有や特性に応じた取組の多くを行っており、今後の地域福祉の推進においても、「小学校区」単位を基礎として、住民と連携して地域それぞれで異なる課題を把握・共有し、地域特性に応じた取組を実施していき、住民との協働による課題解決に取り組みます。

加えて、認知症高齢者の権利擁護や生活困窮に関する課題など、「小学校区」単位や「各区域」単位だけでは解決が困難な課題や重点的に取り組む必要がある課題については、「市全域」で重層的にテーマごとのアプローチに取り組むこととし、エリアごとのアプローチとテーマごとのアプローチを適切に連携させることにより、様々な課題の解決に取り組みます。

【図表22 圏域の考え方】

圏域	圏域の考え方
隣近所	隣近所の付き合いや地域住民相互の協力により、支援の必要な人を把握し、見守りや日常生活支援等を行う基礎的な範囲。
町内自治会	地域住民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。
小学校区	小学校の通学区を基本とした、住民主体の地域福祉活動の拠点となる範囲。
日常生活圏域	地域包括支援センター等、身近な地域課題を解決するための福祉保健サービスや公共施設が整備されている範囲。
各区域	効果的なサービス提供を実施するために市社会福祉協議会の区事務所をはじめとしたさまざまな公的機関を整備し、区役所を中心にそれぞれの圏域で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉施策を進める範囲。
市全域	市全域を対象とした、地域福祉の取組を推進する範囲。